

平成２７年度福岡市保健福祉審議会
地域保健福祉専門分科会第２回地域分野部会
議事録

１ 日時

平成27年 9 月30日（水）14時00分～16時00分

２ 場所

天神ビル 11階 3号会議室

３ 出席者

別紙のとおり

４ 会議次第

I 開会

II 議事

(１) 次期保健福祉総合計画各論（地域分野）の素案について

～ 議 事 ～

【部会長】

資料１のスケジュールについて、部会で原案まで作成をして、合同分科会に提案をするということに変わっております。ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【部会長】

では、承認をされたということで進めさせていただきます。

次に、資料３－１の地域福祉の分野の素案のうち、第１章の地域分野の基本理念等についてのご意見をまずお伺いしたいと思います。

【委員】

地域分野の基本理念で、「地域においては高齢者、障がい者など、支援を必要とする人を見守り、支え合うための持続可能な制度や仕組みが必要となっていきます」という表現が、高齢者や障がい者に限定してしまうと、それぞれの関連の計画がほかにある。むしろ地域分野で取り扱う課題は、そういうものから外れたところが非常に大きく浮かび上がってく

るということで、例えば要援護者といわれるような人たちが、ただ単にサービスの受け手として扱われるのではなくて、その方々も地域の主体になり得るところをいかに引き出すかということがないと、個人情報の開示の問題から始まって、参加といったようなところまでの機会を保障するという狙いが見えにくくなるので、少し文章を手直していただいた方がいいのではないかと思います。

【事務局】

高齢者や障がい者に限定しないということで、単に要援護者も今後においては担い手になるところも含めた形で読めるようにというところでございますね。ありがとうございます。

【委員】

最後の、「基本理念」ですが、「住み慣れた地域の中で、誰もが地域を構成する一員として」となっていますが、地域というのが主体になるのではなくて、そこで暮らす人たちが主役であるというようなことを言うためにも、住み慣れた地域の中で誰もが一人一人、生き生きと自分らしくというような、「地域を構成する」というのが別にいるのかという感じがしています。

【委員】

「地域を構成する一員として」がどうしてあるかというと、やっぱり何か一つのルールみたいなものがあって、その中の役割、責任を果たしながらという気持ちがあって入っているのかなという気がしました。

「誰もが自分らしく、人生を送ることができるように」となれば、ある意味では、勝手に生きるみたいな話になって、全ての人に多様なサービスを言われるがままに提供するような感じにとれるのかなと思いました。

【委員】

「地域を構成する」は、何か自治会とかに入っていないといけないのかというイメージが少しあります。

【委員】

その辺が誤解なければ、自分らしくということでも結構だと思います。

【部会長】

両方の委員が言われたことも非常に適切で、表現として表すときにどうしたらいいかというところが問題なのではないかと思います。地域を構成するということで、責任という

のも発生してきますので、そこも落としたりいけないという気はいたします。

【委員】

地域を組織する人みたいにとられない表現であればいいですね。

【委員】

やっぱり社会をつくっていくとか、そういう言葉が何かあった方がいいと思いました。

【委員】

「地域を構成する」といったときの地域のイメージが、自治協議会とかしかないから、そういう疑問が出てくると思います。でも、常々申し上げているように、地域は自治協の方以外にも、地域団体とか企業、NPO、社会福祉法人など、いろんな方がいらっしゃるで、ここでのいう地域というのが、自治協も大きな部分を担いつつも、それ以外のいろんな担い手の人たちと一緒に支えてつくっていくというニュアンスがもっと出てくると少しイメージも変わってくるという気がしました。

それと、基本理念の中では、「誰もが」と書いてあって、その上の段落には、「元気高齢者をはじめ地域団体や企業、NPO、社会福祉法人」と書いてあるので、「誰もが」の中身が高齢者とかが中心になっているような気がしました。どうしても「元気高齢者」という言葉を入れたいなら、その後に、「様々な世代の人が」とかになっていないと、若い世代とか、例えば単身のシングルマザーの方々とかも、当然、地域福祉の中で関わってくる人たちになるとと思いますが、そういう人たちがこの中に役割として見えてこないと思います。表記について少し検討いただければと思いました。

【委員】

「福岡市は、小学校区を一つの単位として、自治協議会、自治連合会等が」というのがあって、「転入・転出が多いことから、コミュニティ形成が難しい都市と言えます」ということが書いてありますが、ここでのいう「コミュニティ」は「地域コミュニティ」ということですよね。「地域コミュニティ」と、「コミュニティ」を言い違えるかどうかということですが、例えば、今、「趣味のコミュニティ」とか言われているじゃないですか。それは、福岡市はものすごく盛んです。だから、転入・転出が多いことからコミュニティ形成が難しいわけではないですよ。

【委員】

大学生以下に聞くとコミュニティというとほとんどネットの世界です。そういう言葉が少しずれないようにというご指摘だと思います。

【事務局】

厳密にしないときは「コミュニティ」っていったときに「地縁型のコミュニティ」というのを市役所としては慣例的に使っていますが、最近、内部でも「地縁型のコミュニティ」と「テーマ型のコミュニティ」があって、それが重なり、人がつながることで、何らかのコミュニティに所属するという考え方があるので、言葉の使い方については市役所でも少し整理します。

【委員】

転入・転出が多いから、ネット上のコミュニティはものすごく盛んになっていたりします。

【部会長】

このコミュニティは多分「地域コミュニティ」だと思います。

【委員】

「コミュニティ形成」という表現を使わずとも、「地域での福祉活動が難しい」という表現でもいいという気がします。あまり名詞化されると主語が誰であるのか、どういう活動をさしてそれを言うのかとか、非常に抽象度が高くなりすぎて、かえって伝わりにくくなるということがありますし、誤解を生みますので、そういう言葉で使わなくてもいいような場面は、もう少し表現を変えた方が無難かと思いますね。

【委員】

自治協議会、自治連合会等と2つ並べて書いてありますが、校区にはこの2つが一緒にあるわけですね。校区の単位という話であれば、自治協議会だけではいけないですか。何か一本化したほうが、単純化していいと思っています。

【委員】

3ページの地域福祉計画としての位置づけという欄がありまして、社会福祉法の中では、同時に地域福祉活動計画という社会福祉協議会のことも規定しています。この部分でも、地域福祉活動計画との連携で実現を図るということを、どこかで述べておかなければいけないという感じがしています。

【事務局】

3ページの本文の2つ目のパラグラフの「また」以降で、社協が作成する地域福祉活動計画と連携については記載させていただいております。さきほどの説明では「なお書き」のところだけ説明を申し上げましたので、済みません。

【委員】

その関連で、10ページの施策2-4のところで、地域福祉団体等への支援や団体間の連携強化の中で、社会福祉協議会の位置づけが改めてしっかり書かれていないと対応できないと思います。

【委員】

4ページに基本目標で(1)～(3)とありまして、1番目と2番目が「地域づくりを目指す」3番目が「仕組みを目指します」とありますが、地域づくりを目指しているのか、地域福祉計画ですから、地域福祉の何をを目指しているのかというのがちょっと専門外ですので思っていたのですが、地域づくりを目指すといっているということによろしいのか皆さんにお聞きしたいところです。

【部長】

各委員さんの中で答えられる方、いらっしゃいましたら。

【事務局】

いろんなそれぞれ分野の計画をつくられているときに、地域をどうするかというようなことをまとめるときは、最後はどうしても地域づくりを目指しますというのですが、全体の、もともとのこれなら福祉である分野の中で、地域についてはこういう地域づくりをしますというので、ここが上の前段のそもそもの目的を受けての地域づくりと言って、いわゆる地域づくり全般という意味でここは使われていないというふうに我々としては、それぞれの計画で地域づくりという言葉は使われていると判断しているというような……。

【委員】

地域の人との交流や、子どもの見守りなど、地域活動をしている人は福祉をやっているつもりはないのです。しかし、地域活動をすることが、確かに福祉につながっています。

【委員】

目的なのか手段なのかということが非常に問題になります。地域づくりといったときにそれが目的になってしまう。でも、地域づくりで目指すものが別のものであるという、手段として使われることがあって、文章の中でも書き方によってイメージが違ってくる。

文脈の中での位置づけから言うと、地域づくりを目指しているのかと言われたら、地域福祉はそうではないだろうというところがあるので、どのような内容の地域にしたいのかということだとか、地域というのを一つの場所と考えて、その場所の中で起こってくる様々な課題について、住民が主体となって関わられるような仕組みをつくっていくということな

のか、そのあたりのところを詰めていくと、果たして本当に地域づくりを目指すという表現で落としていいのどうかというのは、確かに文章として問題ですね。

ここは、圏域間の連携というところとも絡んでくるので、あえて「地域づくり」という表現を使わないという手法もありますね。

【委員】

地域の定義が難しい。市レベルも小学校区レベルも自治会レベルも地域。地域活動の地域は、小学校区レベルとして使っている。

【委員】

6 ページの日常生活レベルの圏域って具体的によくわからない。中学校区ではないですね。

【事務局】

想定としては中学校区です。

【委員】

基本的に地域包括支援センターは日常生活圏域に1つという表現があるので、ここに記載されていますね。地域包括支援センターというのはあくまでも介護保険上の高齢者を対象にしたものだというイメージがありますので、むしろ、わかりやすく、どちらかを括弧書きして、中学校区にした方がよいのではないかという気がします。また、地域包括支援センターという介護保険上の機関の圏域というだけではない表現も入れた方がよいのではないかという気がします。

【委員】

ちなみに、通常地域福祉に積極的に取り組んでいる市では、校区という教育上の概念を超えて、福祉区という新しい概念の言い方を提案しています。福祉区としてどういう取り組みをしていくかというところを積極的に打ち出していますが、福岡市も地域包括支援センターを中学校区に設置していますが、人口規模からいうと少し多すぎて、国が考えている1万人規模から2万人規模というところで幅があることはあるのですが、現実的にはちょっと広すぎるというところもあります。

いずれにしても、この論議はどういう形の圏域設定が福岡市の住民行動に即して考えた場合、一番合理的かというところの基礎調査が完全に行われているわけではないので、今のところ、どこかでみんなのなじみのある圏域の概念で考えるというだけのことではないかと思います。少しこれは今後の1つの宿題だと思っているところです。

【部会長】

機関としてないものを入れて、どう構成するかというのはなかなか難しいので、小学校区というのは、公民館が中心。その次の中学校区は地域包括支援センターが中心というように、これで私はいいいのではないかと思います。何々福祉区みたいなものがあるということですが、福岡市の人口規模との関係、それから農村部があり、団地ばかりのところもあり、天神みたいなところもありというものすごくバラエティに富んだところで考えていかなければいけないので、なかなか他の市町村の例を持ってきて適合ができるかどうかというのも想像しないと多分うまくいかないでしょうね。

地域包括支援センターが日常生活圏域でという理由は、日常生活というイメージですけど、ご飯を食べたり、そんな感じの日常生活はもちろん含まれますが、医療が必要になったら医療機関があり受診できる、いろんなサービスの専門的なところも含めて受けられるというところが、介護保険上の日常生活圏域です。これはこれで、これをどういうふうに今から先利用していくかということも課題があるのではないかと思います。

【委員】

社会福祉協議会も福岡市の場合には、県並みの組織になっておりまして、市レベルの社会福祉協議会も法人格を持っていますし、区社会福祉協議会も法人格を持っています。

同じような窓口を置いた場合にも、障がい者の人たちが相談に駆け込むのは、広域的な福岡市社協のほうにボランティア要請をするという形の駆け込みが多いのですが、高齢者になると、まず、福岡市のほうに駆け込むよりは、区社協のほうに駆け込むといったような行動の違いがあります。実態としてそういうことになっている部分があるので、それを今度は日常生活圏域レベルの地域包括支援センターのところぐらいのところで、そういうものを受け止めていくというような仕掛けにしていくなら、そういうことを明確に打ち出さなければいけないし、小学校区レベル、あるいは自治会レベルのところでも、それぞれにいろいろなその中での地域づくりに関連したようないろんな仕組みをつくられるというところがあって、そのイメージがこういう地域福祉計画の中でどれだけ伝えられるかというところがこれからの課題ですね。

それで、現在は形式的にまとめるという段階のところですのでいいですが、少しこのあたりのところをイメージしないと、いったい具体的な課題に対応するプレーヤーは誰なのかということが、後ほどのところでは問われるのではないかという気がします。

【委員】

日常生活レベルの圏域をここで出すのですから、ほかの後に出てきたときのイメージですね、地域からやると小学校レベルでは校区社協がありますので見えていますけれど、中学校レベルは地域包括支援センターしかありません。日常生活圏域は、少しずつでもイメージを固めていくという作業がいるという気がします。

【部会長】

現在、地域包括支援センターは高齢者だけが駆け込むのではなくて、いろんな困った人たち人が駆け込んだら、地域包括支援センターで適切な専門機関につないだりされています。地域包括支援センターのそういった役割というのも、書いた方がいいのではないかなという気がします。

【委員】

せっかく基本理念の中で、担い手に市民の方をはじめ、団体とか企業、NPOというのを挙げていらっしゃるけれども、基本目標の中には「市民一人ひとりが」とか、「住民相互が」となっていて、事業者という顔が見えないと思います。

堤校区でされている堤カフェも、今は住民の方々がされていますが、もともとは小規模多機能の「ゆい」とずっと認知症の講座をやってきて、その講座の卒業生の方々の活動の受け皿として堤カフェが発展してきたみたいなのところもあるように、地域に関わりたと思ってらっしゃる事業者が一緒になって様々な支え合いの仕組みというのがあるのでありますから、目標の中にもっと明確に息づいているといいのではないかと思います。

【委員】

そこは2番目の「様々な団体が」というところで、私は読み取ったのですが。

【委員】

普通団体とは言わないですね。

【部会長】

(1)の「市民一人ひとりが」というところの主体の記載の表現の仕方も関係してきますね。

【委員】

どんな地域がベストなのかということがまだまだ不明瞭なのだと思います。

どういう地域であるべきか。こういう地域になると高齢者も子どもも要援護者の方たちも住みやすい町になるというような、理想像がまだわかりにくいので、多分、この一個

一個の言葉のところで右往左往してしまうのではないかと感じました。

多分これから先はものすごく掘り下げていかなければいけない。縦のレベルもですが、多分、横のつながりのところがものすごく大事になってくるという中で、企業という言葉も当然入れていくべきではないかと思います。

【委員】

よく防災なんかで使います、いわゆる自助。同時に２番目は、共助で支え合うというような意味合いを、具体的にするような表現のほうがよいのではないかと思います。

【部会長】

今後施策の各論のいろいろなところで文章化されるときに、表現については検討されていくのではないかという気がします。

次に、第２章の施策各論、７ページの基本目標１についてのご意見をお伺いしたいと思います。

【委員】

例えば施策１－１福祉教育の充実とか、福祉活動の普及・啓発とかありますが、市レベルから来るのか、自分たちがやるのかということに対して、どういう施策の展開をしていくのだろうかということです。区レベル、小学校区レベル、自治協レベルでこういう福祉教育とか公民館講座とか人権研修とか結構しています。福祉教育の充実ということで、主体者はだれかということをお伺いさせていただきます。今、公民館が認知症研修などをしており自分たちでしようという自治会の意識が相当強くなってきたので、それを社協や、団体だけじゃなくて地域から発想できるものも支援しますなどといった施策もあってもよいと思います。

【事務局】

あくまでも施策を書く欄ですので、施策の場合は行政が主語になってしまいます。福祉教育を実施するのは必ずしも行政だけではないので、福祉教育をされる様々な各層の主体がやりやすいように、率先してやっていただけるように行政としてそれをどう支援していくかなどを記載します。

【委員】

この基本目標１で、市民の福祉意識の醸成と環境づくりということに関連して、今、大学が地域と連携して、学生も地域とインターンシップとかで関わらせていろいろと考えさせていこうというような新しい動きがあります。すでに市も包括連携協定を大学との間に

結んでいたりしますので、そういったところの動きや、コンビニエンスストア等も自分たちのできるところで地域福祉活動に貢献しようという動きがあり、新しい動きについても、少し紹介をしてもらって、市民だけではなく、福祉意識の醸成というものが図られていくというイメージを書き込んでみたらどうかと思いました。

【委員】

大学が多いことが福岡市の大きな特徴でもあるので、目標 1, 2, 3 のすべてに大学との連携というのを記載してはいかがかと思います。それと、基本目標 1 について、外国人については、観光客だけではなくて、福岡市に住んでいる外国人を対象にしないといけないのではないかと思います。地域福祉は住んでいる外国人に対してどれだけやれるかということが重要だと思います。今の標記だと看板とか道案内とかそういうイメージになってしまう。

【委員】

南区はネパールの方がすごい勢いで増えているので、率先して外国人と地域の方の交流プログラムを企画し取り組まれているようです。多分、そういうデータは各区単位ではお持ちかもしれないですね。東区ももともと留学生が多く住んでいるので。自治協の中に国際部をつくってネットワークをつくらうとしているところもあります。

【委員】

心のバリアフリーっていうのがよくわからない。

【事務局】

心のバリアフリーについては、どちらかという力を入れているのは学校のほうに出向いて行って高校生とかに、例えば視覚障がい者の方が横断歩道で立っていたときは、向こう側までお手伝いしましょうとか、そういう積極的な声掛け、自分でつくっているバリアを取っていきましょう、気軽にまずは一声かけてみましょうというような形のまちづくりの進め方というのを少し取り組んでおり市政だより等で特集する予定です。

【委員】

バリアフリーという言葉も和製英語で、あまり一般的には国際的にも使わない言葉になってきているものではあります。ただ、施設等で日本の状態ではバリアフリーの状態になってないので、バリアフリー化するというような動きがあるので、それとあわせてただ単にハードの面だけではなくて、人の考え方の中にもそういうものがあるのではないかとということで、あわせてよく使う言葉にはなっているということですが、具体的に何を指す

かということになると、単に心のバリアフリーではわかりませんので、説明を加えた形に
していただければと思います。

【委員】

大きく分けると4つあると言われているのがバリアの問題で、この心のバリアという
のが、要するに障がい者とか高齢者とか社会的弱者の方の理解が、心の問題ですから一番
難しく、最後まで残ってくる。

物理的な物とか教育的な物とかはどんどんクリアされていくのですが、人の気持ちは最
後まで残るところです。社会的弱者の方たちを理解していくという、取り入れていくとい
う心の問題ですね。市民の方にわかるように表現するというのは非常に難しいと思いま
すが、いろんなことをやりながら、理解していくのが必要ではないかと思えます。アンケー
トなどをしたのですが、無理解、無知、そのために別に意識的に偏見をしているのではな
いけれど、理解がないために、そういう形になってくるということが非常に多いというデ
ータがあります。

【委員】

心のバリアフリーというなら、企業の積極的な参加が必要だと思います。例えば、デパ
ートとか歩いていても、高齢者や障がい者がいても全く店員が手助けしようとしな
い。サービス業の街としては、積極的に企業が参加をしてほしい、企業の社員教育でもやっ
てほしいと思います。

【委員】

まちづくりの中で、天神などの大きなデパートは休むところがないですね。疲れたとき
にどうしようもない。郊外にある大きなデパートは結構休むところがあって、休日の日も
家族連れでたくさん来てあります。外に皆さんが安心して出ていくということではないで
すかね。天神あたりに、高齢者も障がい者も、本当に用事がない限りは行かない。用事を
済ましたらすぐ帰る。都会の中をいろいろ移動しながら、福岡市の都会を感じるという余
裕がない。大学でもいろんなところでちょっと休息したり、何かほのぼのしい光景が見え
るのですが、もっとこういう心の豊かさというものも必要だと思います。特に、どう表現
するのかは別として、地域づくりの中では重要であると思います。

【委員】

福祉意識の醸成というのは住民自身が自分たちの生活環境、あるいは都市環境をアセス
メントしていくっていう、住民参加型の地域活動の点検作業というのが必要だと思います。

そういう中で、気づきがあって、その気づきが行政にこういう改善をしてほしいという要望につながっていき、行政も協働して改善を図るといようなやり方があってしかるべきではないかと思います。

シンガポールでは、実際に住民からの生活環境の点検があった上で、初めてハードの事業をかえていくといようなやり方を取って、例えば、滑りやすい下水道のマンホールのふたを滑りにくくするとか、ターンファニチャーというのですが、建築基準法上、なかなか一般の道路に物を置けないけれど、初めからそこに道路の付帯設備みたいな形でつくり付けの小物をつくるとか、いろいろ工夫がなされているようです。そんなところの動きはほかの部局とも関係するのですが、そのような狙いをこの中に入れて、住民参加で自分たちの福祉意識が醸成されたような街になっていくようにするといいいですね。

【部会長】

空き家の利用とかですね。

【委員】

ポケットパークとして使うものもありますし、シアトルでは、土地を収用したときに余り地がありますので、そういう余り地を使って、コンポストと自家菜園的な花壇をつくったり、野菜園をつくって住民にそれを管理してもらおうといような取り組みをしています。新たな活動の場をつくるという面もありますので、そういうことが動けばかなり福祉意識というもの、形が見えてくるのではないかという気がするのですが、とにかく意識というのはなかなか形にならないものですから、高まっているのか低くなっているのかわからないということがありますね。

【委員】

施策の1－2「活躍する担い手の育成」,「新たな担い手の確保」など担い手という言葉はすごく難しいでしょう。もう少し簡単な言葉で、何か、支援者とか理解者とかその程度でいいような気がします。

【委員】

担い手ってすごいハードルが高いですね。全員が全部を担わなくても様々な関わり方が恐らくあるので、「新たな担い手の確保」といういい方よりは、例えば「様々な関わり方の創出」とかのほうがピンとくるという感じはします。

【委員】

普通でもボランティアですよ。

【委員】

理解者とか、賛同者とか。

【委員】

共感者はどうですか。そういう人が出てくれば、自然になってくるのではないのかと思います。基本的にそういった人たちを増やしていきましょうという施策でしょうから。

【部会長】

担い手という言葉に変わる言葉をイメージできたら、市のほうにご提案ください。

【委員】

もう一点、「確保」という言葉が、かなり抵抗があって、捉えて離さない感じがします。

【部会長】

施策の1－3「心のバリアフリー」の推進は、先ほど随分議論が出ましたので、そういう方向で文章化をしていただくということよろしいでしょうか。

それでは次に、基本目標の2について、ご意見をお願いします。

【委員】

施策の2－4、民生委員・児童委員の活動支援ということについてですが、心のバリアフリーのところともリンクしますが、いわゆる一般組織化の活動と福祉組織化、支援を必要とする本人を中心とした支援の輪をいかにたくさんつくっていくか。それがいわゆる心のバリアフリーにつながると思います。いかに同じ共属感情をもって、生活者の一人一人がまさに自他共有できるような、困難をともにするようなそういう意識というものだろうと思います。当事者を中心として地域での生活全般に対するいろんなできる範囲の支え合いということをつくっていく中心となるのは歴史ある民生委員・児童委員です。今、民生委員・児童委員は、非常に、形骸化もしてきてもいるし、いろいろ困難なものもたくさん抱えているし、一方で国の制度ですし、特別地方公務員だということもあると思いますけど、原点は私人ですよね。まさに、今流の言い方をすれば民間のボランティアということになるのですが、そこをもう一回、21世紀型の民生委員というような形で、一般組織化と福祉組織化の懸け橋、中核となるような制度にさせていただくということを具体的施策の中で考えていただければと思っております。

心のバリアフリーは、本人を中心にして、そこで起きている困難を共に見て、聴いて、感じるしか、それでこそバリアは取れないと思います。民生委員・児童委員は、今、任期3年でどんどん変わっていくところもある。見方によっては、それは3年間経験する間に、

いろいろな基本的なマインドをつくっていただいて、その方が、交代して、またマインドをつないでいく。そういう方たちが、また、福祉活動の事業の中で核となって広げていくということで、人づくりの柱にもなると思います。

ボランティアであっても一方で公務員だという部分もありますので、そこで3年間なら3年間という期間の中できちんと福祉教育をして、相談援助の基本をきちんと身に着けていただいて、その方たちがまた地域の一員として、心のバリアフリーを実際に実践される方になっていただくという形が考えられればよいのではないかと思います。

保護司制度が一步進んでいて、サポートセンターもつくられてやっておりますので、民生委員さんについてもそういうものの検討もあると思います。いろいろたくさんコストをかけなくても、公民館に相談コーナーと、そこに輪番制でもいいのでスーパーバイザーとしてコミュニティソーシャルワーカーが入っていくというような形で、ぜひ検討していただきたい。

地域の方たちは、少なくとも民生委員という名前は皆さん知ってあると思います。どうシステムとして支えていくのかということをご検討いただければと思います。

これは、提案をさせていただいておりますので、ぜひ、ご検討いただければと思います。予算の問題とかいろいろあると思いますので、順次ということになると思いますが、心のバリアフリーなくして、いろんなことをやろうとしても、それよりも大事なこともあるのではないかといい価値観を持たれる方がたくさんいると思います。その方たちが理解していただくために、人を想う意識を、福祉のマインドを持ってもらう取り組みが地道でも大事なのではないかと思います。

特に全国データでみると、民生委員・児童委員も非常に孤軍奮闘しているような状況が出てきています。福岡市がどうか分かりませんが、全国のデータで悩みが一番多いのが「負担が大きい」で、問題が複雑化しているので、個人の福祉マインドだけでやれるのかというところがあると思うので、きちんとサポートするというような取り組みや社協との連携を密にする必要があるのではないのでしょうか。

一番フロントラインで本人と関わっているのは地域福祉の中では民生委員・児童委員だと思いますので、何か具体的な施策の中に盛り込まれるようなことがあればよいと思います。全国と同じ水準というのは福岡市としてもったいない、福岡市ならではの何かというものを1つでも2つでもやっていただければよいのではないかと思います。

新たな組織、制度をつくるよりも、ぜひ今ある制度を生かしていただければと思います。

た。

【部長】

ありがとうございました。以前にご意見をいただいております。

【委員】

意見というか、提案ですね。

【委員】

この基本目標の2では再び「地域での助け合い・支え合い活動の推進」ということで、「地域での」というのが出てくる。このところでは、圏域の設定ということと絡めて、少し整理をした提案として施策をつくり直した方がよいのではないかと感じます。

恐らく、民生委員・児童委員の活動というのは、自治会レベルでの一つの活動としては相当大きなウエイトを占めている方々ですね。そういうところでの書き込み、連携のあり方というのと、区レベルとか、これから恐らく生活支援コーディネーターとか、協議体を通じていろんな提案が出てきたり調整が図られたりするのですが、そういうところから出てくる課題というのと、市全体で出てくる課題というものと、それに対応して市が取り組まなければならないこととか、整理されないと、地域というのはどの地域を舞台にして活動することなのかというイメージが拡散してしまうような感じがします。

例えば、民間ビジネスとの組み合わせとかいった場合の、民間ビジネスのほうに重点を置いて考えた場合には、これはかなり広域をいってしまいます。一方それぞれの小学校区、ないしそれより小さなところということになると、何よりもそこに住んでいる人に一番すぐ直接的に接触する民生委員・児童委員の方々のセンサー能力というものにかなり依存するところが多いので、その辺を整理したほうが、なべて一般的に連携強化とか支援とかいうより、それぞれの圏域の中での、助け合い・支え合い活動の活性化というようなことで考えた方がもっとイメージがつくのではないかという気がしますが、いかがでしょう。

【委員】

日常生活圏域は民生委員・児童委員が個別であたっているという感覚がものすごく強くて、校区で集まって情報集めたら、地域包括支援センターにこういう話があると相談に行かれるわけです。単位としては校区があって、そして個々に動いている団体がある。地域福祉から見るといろんなグレーゾーンがたくさんある部分については、高齢者と要援護者、それから子どもの虐待を扱っているという感覚がある。そこら辺の整理するための圏域、

地域というのも意識して書いていただけるよいと思いました。

【委員】

心のバリアフリーと結局つながると思うのですが、心って一人一人の問題なので、圏域という形で言えば、多分一番小さな圏域だと思うのです。そういう共助、ともに住んでいる、生活している、生きているという感覚を一人一人が持つことが、広いエリアでの最大のレベルは福岡市レベルということになると思うのです。どちらから見るかだろうと思うのですが、やはり地域福祉って人からじゃないでしょうか。

民生委員・児童委員もどんどん変わっていきます。きちんと3年間なら3年間という教育カリキュラムをつくって、そして、実戦していく。専門性の高いところは、専門機関がたくさんあるわけで、包括支援センターなどに全部集約する。民生委員・児童委員も研修とかされているというのは存じ上げていますが、一人一人の個別のケースの入り口をどうしたらいいのだろうかというところの相談者の支援者が、例えば公民館などにいてくれるといいと思います。新人教育も兼ねて。民生委員・児童委員というのが何となく前回からの流れの中で、余り文章としてもでてこない気がしていたので、今回特に焦点を当ててみました。

【委員】

地域において、民生委員・児童委員を中心に、あるいは町内会での活動で、見守りネットワークというのがかなり浸透してきているのではないかと思います。その辺の活動はこういう表現では何も出て来ませんよね。

【委員】

民生委員・児童委員のことが、ほとんど出てきてないから、ちょっと気になっています。社協はもちろん主役の1つ、大きな柱だと思いますが、やはり民生委員・児童委員も柱だと私は地域福祉を考えているので。もちろん社協の力、あるいは自治会長の力を借りながらですが。負担をできるだけ軽くしていただきたいという思いは地域にはあります。担い手の担う部分で、もう少し民生委員・児童委員が最初に関わるので、重責感も個々の部分は分散できるという形にしていきたい。社協が多分一番の入り口のパートナーということになるとは思います。

【委員】

基本目標の2で、あくまでも助け合い・支え合い活動というような活動のイメージをもう一方できちんと打ち出さないといけないのではと思います。

見守り体制ということで、かなり草の根の動きにはなっていると思うのですが、現在はそれをさらに超えて、地域によっては終活に対して契約なんかも取り決めをしながら孤独死を防止しようという活動につながっているような例もあります。

そういう地域での助け合い・支え合いというところの一般論的な言い方だけではなくて、もう少しこの取り組みを具体的にどんなものがあるのかというところを書かれるようになっていくことが、一つはこの基本目標のところを肉づけする上では重要なのではないかと思います。

【委員】

地域での見守りについて、今、いろいろいいのがあって、社協に、見守り活動も含めてふれあいネットワーク、ふれあいサロンがあります。ふれあいネットワークについては、今、大体7割ぐらいの町内会にあります。それと、数十カ所でふれあいサロンという、いわゆる地域に密着した集まれる場をつくっていますが、最終的にはふれあいネットワーク、いわゆる地域で見守りをして、いざ何か地域で困ったことがあったら助け合えるようなシステムをしっかりとつくっていきましょうという仕組みを作っています。

その中で、今ネックになっているのが、個人情報をどう共有するかということです。

これについては、今、指針づくりをやっておりまして、どういう形でオーソライズできるかにかかるとは思うのですが、できるだけ個人情報は出さないと助けてもらえない、あるいは活用しないと意味はない、という言い方を含めてオーソライズできるような形にしていこうかと思っています。

それから、ふれあいネットワークを、今ある町内会に全部できればつくっていききたいし、できれば町内会の集会所とか空き部屋とかに、出会える場とか集まれる場ができれば非常にいいと思います。人件費も含めてなかなか公的、あるいは共助的な形だけではやれないことがあります。

そういう意味で、地域でそういうものと地域づくりがいるという、方向性として、私も賛同するところでありますし、自治協の理解を含めていろんなところと連携をずっとやってきて、関与してきていた社協の、やっと出番が来たという意味合いから、今、張り切っている状況ではあるのですが、なかなかそこから先のどういうふうに社協が今後とも地域の方々、あるいは地域の施設、企業も含めて、一緒になってネットワークつくった上で、そういうものをつくっていけるかというところがまだ少し見えてない。その辺も含めて今回の保健福祉総合計画と、あわせてつくらせていただいております活動計画の中で、少し

そういことが言えたらと思っています。施策目標2はまさしく私どものフィールドなのかなと思ってまして、民生委員・児童委員としっかり連携とれるような形は大変結構だと思います。

【委員】

今、福岡市内でまだ70%くらいしか組織化されていないのですか。

【委員】

ふれあいネットワーク自体は、70%ぐらいしかできていません。必要性があるところについてはしっかりつくっていくってことで、それぞれ地域特性に応じた、重点度でつくっていききたい。

今、実態としてフェイス・トゥ・フェイスの関係ができていないとか、名簿がないとかそういうところがございますので、次は、しっかりとした助け合いができるような具体的な物に特化していく、進化させていくということをこれから進めていこうと考えております。数を増やすということと、より進化した形にすべきというところをこれからどうやったらできるかということを検討しているところです。

【委員】

個人情報の関係のところは、基本目標2のところでは触れるのか、それとも次の基本目標3の施策のところでは「情報提供や案内の充実」というような表現になっているのですが、これからは自分の情報を自己開示するというような姿勢をどう育むかということもあるので、こちらのほうで特化して書いた方がいいのかなというのが1つの問題です。

もう1つは、今、施策2-4に関連して、既存のものを並べて、それに対して支援しますというだけだと、それを強化するというだけの話なのですが、表題のほうで団体間の連絡強化という話がタイトルで出ていますよね。そういうことから言うと、これから先、福福連携というような言葉だとか、農福連携という言葉が最近ではよく言われるようになってきている。

福福連携というのは、社会福祉協議会のような社会福祉法人と、施設を運営している社会福祉法人とが連携をして、その施設を運営している社会福祉法人が広域的な地域活動をしていくということが方向づけられている。そういうようなものをうまく引き出せば、地域のいろんなところに対していろんな活動ができるようになってくると思いますし、前回もそういったようなことでの事例の報告があったと思いますので、そういうようなことを書いてみるとか。

農福連携というのは、空いた農地だとか、農具、そういうものを使って福祉のほうに、いろんな利用を提供できるというので、農林水産省の事業で、厚生労働省と一緒にやっているようなものです。こういったものを使えば、いわゆる市街化調整区域の中の土地利用とか、空き家利用だとかそういったようなことについても、可能性が開けるといったようなことがありますし、国交省のほうでも空き家対策というようなことで、そういう同じようなプログラムを考えているというのがありますので、何かしらそういう団体間の連携強化ということに関連したような情報を入れていただいて、中味をもう少し、厚みがあるものにしていただければいいのではないかと思います。

【部会長】

社会福祉法が改正され、今度の国会では間違いなく通り、社会福祉法人の地域における社会貢献活動が義務化されますので、その辺も視野に入れた上で書いた方がいいのではないかと思います。

【委員】

基本目標の2の活動ということになると、社協や民生委員・児童委員であるとか、主体がないと見えない。ふれあいネット的な物を社協以外もやれるかもしれないし、そこはしかし、社協がやるならば社協といわれないと地域は困る。だから、今回のこういう機会に、民生委員・児童委員の活動はここまでであって公務でやり、社協はここまでやるという話を整理するという意味も含めて書いていただきたい。活動というのはどこをやるのかというものが見えないと、ずっと混乱したままになる。例案をしっかりと、あるならば示したほうがいいのではないかと思います。

公民館が、今、ワンストップの窓口になっています。そうすると、公民館は社会教育的活動ということからすると、ちょっと変に思うかもしれませんが、生涯学習の中の一環として福祉もあるのではないかと時代に入ってくるのではないかと気がしています。民生委員・児童委員の教育がありましたが、公民館職員の教育、これも同じような世界になっているのではないかと実感します。

【委員】

福福連携の、社福法の改正の話ですが、恐らく、社福法人の経営の中で、最初から言われ続けていたのですが、多くの経営者が社会貢献について、結局何をしたらいいのかっていうのはわからないままという法人も結構あると思います。

だから、メニューを提供していただくと、社福法人の経営者の方たちも非常にやりやす

と思います。今は社福法人に関しては、ご存じの例の寄付金の税額控除対象法人化、これは財務の問題ですけど、そういう法人になるというような方向性を示すことという話もありますけど、なかなかハードルが高くて、努力がすぐ反映されるような状況じゃないので。

施策の2－4のところで、社福法人の地域貢献が少し見えるような形にさせていただくというのは本当に、ある意味では皆さん方がほっとされる部分もあるかもしれないと思います。

【部会長】

大変恐縮ですが、もうすでに会議予定しておりました時間を過ぎておりますので、もしよろしいようでしたら基本目標3のほうに進めたいのですがいかがでございますか。

それでは、基本目標3についてご意見をお願いします。

【委員】

「必要なサービスが受けられる仕組みづくり」の前に、何のサービスを受けたいのかわからない、相談窓口のほうが必要だと思います。これはよく言われのですが、人生の不安とか、そういうことをいろいろ話しているうちに、自分がわかってくるための途中が必要ですね。区役所に行かなきゃとか、そういうようなことでもなく、多分、いきいきセンターがそういうことになるのか、まさに、これからの支援アドバイザーの人たちが自宅へ行くのか、動けない人のところには行かないといけないと思うのですが。ネットとかでもよく言われていますが、自分の目標が、乗りたい電車がわかれば調べられますが、それがわからない人には調べようがないのです。

これは、役所で全てを自分で申請しないといけないところになるので、まさに中間支援が重要で、それも入りやすい中間支援みたいなものが重要だと思います。

【委員】

施策の3－1に関係するのですが、情報提供というようなことに関しては、情報提供する前に、福祉に関しては自分個人情報の自己開示ということがマナーとしてみんながわかるような社会にならないと、なかなかここはクリアできないというのが1つです。

もう1つは、現代社会の一つの大きな課題は情報メディアが余りにも多様化して、使う人がこのメディアは使っているけど、このメディアは全く使わないというような形で、行政から言えば、コストがものすごくかかる、効率が悪いわけです。

活字媒体でも、電子媒体でも最終的に情報が届かないようなところについては、人的な口コミュニケーションという、極めて原始的な情報提供の仕方が有効ですが、お金がかか

る。でも、ここをきちんとやらないといけないというので、よくコンシェルジュという言葉が登場しているわけです。まさにこういう福祉情報のコンシェルジュというのが求められているわけです。

ただし、それが福岡市の実態にあったような形で、そういう役割を果たす人的なものが出来上がっていくのか、民生委員・児童委員の新しい職務なのか、あるいは公民館の職員の人たちなのか、もっと新たな生活支援コーディネーターとか生活支援員というものの要請の中で、そういうことまで含めて教育していくのか、そのあたりの課題がここに関連していて、結構これ大変なことだと思っています。

福岡市としてはどういうやり方を採るかということの全体の枠組みを考える場合に、少しそのあたりのところを検討していただいた方がよい気がいたします。

【委員】

カフェをしたりたまり場をしたり、人が集まってきたときの喋りの中から今言われる情報を目指す。それは、目利きがいるわけです。それぞれの活動する人たちが、ちょっと目利きになって、極端な話、老人会でも子どもでも。そういう感じで、地域住民がコンシェルジュになるような感覚を持てばよいというのが、地域活動を支援する私の感覚です。

それを、まとめる人はもしかしたら、生活支援コーディネーターかもしれないし、民生委員・児童委員かもしれない。そういう構図が私には見えます。

【委員】

そういう意味では施策2と3はものすごく近い関係ですね。ですから、住民相互の顔が見える関係づくりとか、活動参加の促進があれば、サービス、情報提供が受けられたりするというような仕組みづくりですかね。

【部会長】

これは、一つ一つの施策は一応、基本目標ごとを書いてありますけど、ある一つの施策があつたらそれはいろんな機能を持っていて、多分、有機的につながっていて、ここで、文章化するときには分析的にしないといけないのでいろんなところに同じことが顔を出しているということではないかという気がします。

【委員】

情報開示という形は、活動に来て知り合いになれば今度は助けられ上手になる。自分も助けてくれと言える関係ができるのが重要。その辺が何か整理できないかと思いつくと思います。

【委員】

東京都でハンドブックを出しています。これは、都民の方のいろんな生活上の情報が、全部書いてあって、毎年更新をして、役所でいうところの全部局の情報が入っていて、配布は全部局、全然福祉に関係ない建築課においてあったりしているし、関係の事業所にも置いてあるし、もちろん民生委員・児童委員にもみんな配って、私たちも買える。実際買ってみました、そんなに高くなくて、数百円で、困ったらそれを見ると一応情報がある、わかる。年度で更新して行って、それを、いわゆる関係者の方みんなが1冊ずつ持っていて、困りごとを聞いてこんなのあるよとかあんなのあるよって私たちも全部を知っているわけではないので、そういうようなツールがあればいいと思います。それこそ種別ごとの利用ガイドみたいなのはあるのですが、障がい者は障がい者分野で。自立支援制度について、介護保険制度についてという形で丁寧に書いてあるのですが、全部がまとまっている、そういうようなものが1冊で開発されてくるいいと思います。

東京都に実際例があるので、そういうようなものも参考にするといいですね。そうすると、情報の共有というところも、関係者全員持たれていいと思いますし、価格も何百円の話でしたので、そういうのがあると非常にいいのかなと思います。誰でも、コンシェルジュにある意味なれる。

【委員】

成年後見制度の中で、後見人について家族から専門職へと大きくシフトしているを書いてございます。もっと受け手と言いますか、後見職として受け手を増やすべきだということ、市民公後見制度についても少し触れていただければありがたい。

【委員】

地域で見守るというところでは、ハイリスク対応、生活困窮者の話とか要援護者とか虐待の対象、そういうところについては我々地域では見守れない。全然違う見守りになるだろうというのがどうしても頭にあります。その辺は分けた感じがないと、地域は誤解してしまう。線引きがあればいいと思います。

【委員】

同じようなことが、今回、新しく盛り込むことになった生活困窮者の支援のところですね。これも、どこまで地域がやって、どこから先はご本人、あるいは専門的な支援の所管が関わるのかということの連携のあり方が、なかなか今この言葉だけではわからないところです。ここはできるだけ、誰が、何を、どこまでやれるのかというところで、具体的に

わかるような書き込みをお願いしたいと思います。

【委員】

とにかくこのことは、聞いただけで、地域はそこまでやられるのというやられ感があって、バリアが逆に高くなってしまうということもありますので、表現を明確にするとということを念頭に置いてお願いいたしたいと思います。

【委員】

21ページのデータの部分で、個人の判断能力が全くない方への後見制度と書かれていて、全くない方という表現は、何となく誤解を招くのではないかと思うので、②と③の表現はこれ、そのままとられても条文どおりだと思うので、①が全くない方へのという表現になっていて、この言い方でいいのかどうか。

【部会長】

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。事務局のほうにお返しいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中、長時間ご熱心にご審議いただきましてまことにありがとうございます。第3回の会議につきましては、冒頭に計画策定のスケジュールをご説明させていただきましたが、10月下旬から11月上旬で日程調整をさせていただきたいと思っています。日程調整票をお配りしておりますので、後ほどご提出いただきますか、後日ファックスかメールにて事務局宛てにお送りください。

次回は計画の原案についてご審議いただきたいと考えております。本日いただきましたご意見を事務局でまとめさせていただきまして、次回まで、ある程度文章まで入れた原案を作成することといたしておりますので、お願いいたします。

日時と会場につきましては、後日改めてご案内差し上げます。

以上をもちまして、平成27年度第2回福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会地域分野部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。